

石川県文化財等災害復旧事業

概 要

1 趣旨・目的

「石川県文化財等災害復旧事業」は、石川県が、令和6年能登半島地震により被災した地域において、所有者等が実施する被災文化財等の保存修理事業に対して、令和6年能登半島地震復興基金を活用して補助を行う事業です。

指定等されている文化財に対しては既存の補助制度に加えて別に補助を行います。さらに、指定等はされていないものの一定の文化財的価値を有する建造物や美術工芸品等に対しても補助を行い、所有者等の経費負担を軽減します。

2 対象となる文化財

石川県内に所在する以下（１）（２）（３）（４）の文化財

- （１）国・県・市町指定文化財
- （２）国選定文化財
- （３）国登録文化財
- （４）未指定の文化財

3 対象となる事業

令和6年能登半島地震で被災した文化財の保存修理。ただし、文化財（１）（２）については国・県・市町が補助対象として認める事業とします。文化財（３）については修理方針・方法について、文化財（４）はそれに加えて文化財的価値について、事前に確認を行います。

4 対象となる者（補助事業者）

補助事業者は災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用(令和6年1月1日適用)を受けた市町内に所在する被災した文化財の所有者等です。ただし、個人等民間の所有者等とします。また、文化財（４）については寺社を除きます。

5 申請の方法

文化財（１）（２）は補助金交付申請書を市町の文化財担当課等に提出して下さい。書類審査後、市町の文化財担当課等を通じて交付決定を通知します。

文化財（３）は修理方針・方法、文化財（４）はそれに加えて文化財的価値について、事前に確認しますので、市町の文化財担当課等に相談し、市町の文化財

担当課等が作成した「修理の方針・方法が確認できる書類」「文化財的価値が確認できる書類」を提出して下さい。県で確認後、市町の文化財担当課等を通じて申請書提出の可否を連絡します。申請書提出以降は（１）（２）と同じです。

補助事業者が消費税及び地方消費税の課税事業者であって仕入控除税額のある場合は、申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額を補助金から減じて申請するものとします。

6 事業の期間

年度ごとの事業とし、令和６年度から１４年度まで、毎年実施予定です。年度をまたぐ事業は年度ごとに手続きを行ってください。

令和７年度は令和７年４月１日から申請受付を開始します。

7 補助金の額

同一の事業において、国・県・市町補助金がある場合はその金額を除いた金額を補助対象経費とし、予算の範囲内で文化財（１）（２）（３）についてはその３分の２を、（４）についてはその２分の１を補助します。ただし、この事業に対する保険金などの収入がある場合は、以下のとおり調整します。

ア）保険金がある場合は、事業費から除きます。

イ）寄附金がある場合は、自己負担額に充当します。自己負担額を超える場合は補助金の額を減じます。

ウ）保険金と寄附金がある場合は、保険金を事業費から除いたうえで、寄附金を自己負担額に充当します。

8 補助金の支払時期・方法

修理が完了あるいはその年度の事業が完了した時は、実績報告書を市町の文化財担当課等を通じて提出してください。

県で審査後、市町の文化財担当課等を通じて補助金の額の確定を通知し、その後、請求書の提出を受けて補助金を支払います。

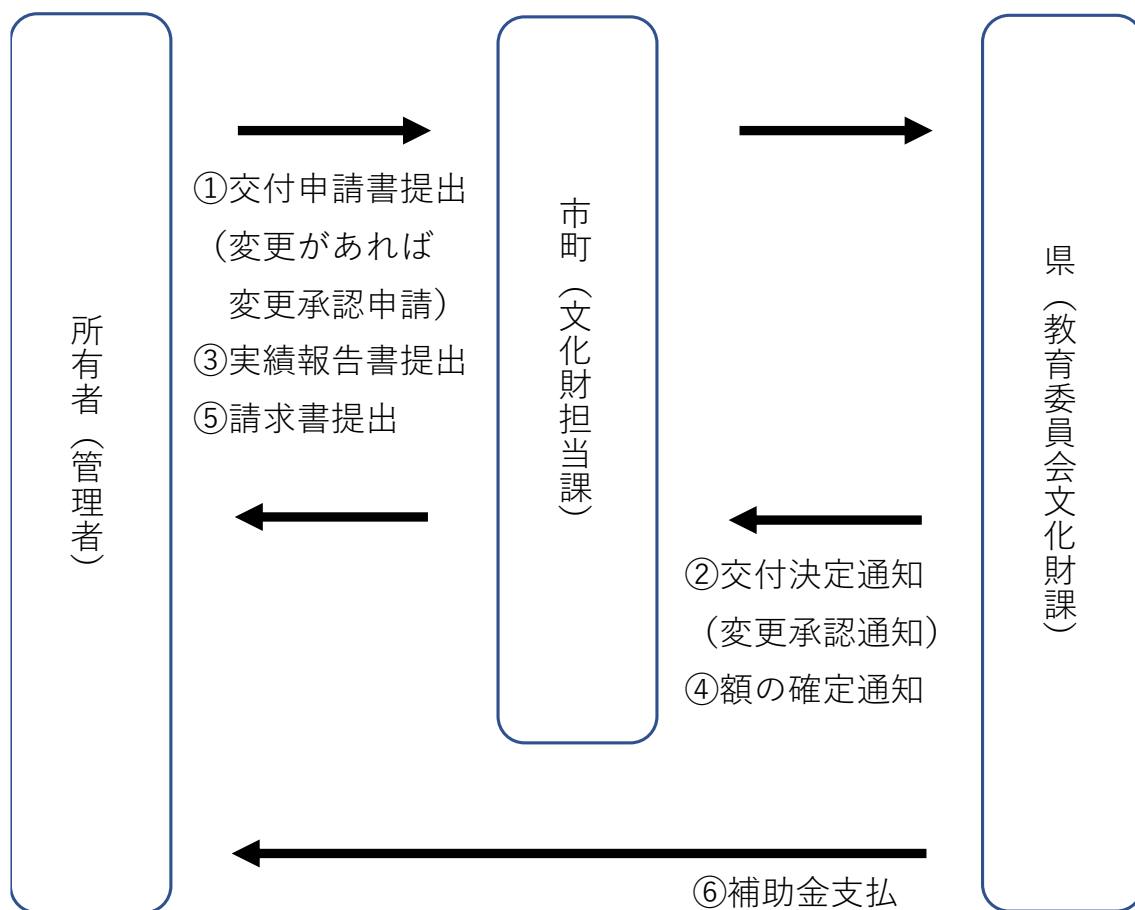
補助金の支払いは事業完了後の精算払いを原則としますが、事業途中の部分払い、概算払いについてはご相談ください。なお、申請者がこれまでに県から支払いを受けたことがない場合、事前に口座等の登録が必要になります。

補助金の支払い後、補助事業者が消費税及び地方消費税の課税事業者であって消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が確定した場合には、その金額を速やかに報告し、返還してください。

9 備考

文化財（１）（２）（３）（４）の事業の詳細は別表を、提出書類等については様式を参照願います。上記以外については石川県補助金交付規則(昭和 34 年規則第 29 号)に従ってください。

石川県文化財等災害復旧費補助金の手続きの流れ



文化財（１）別表

事業内容	1 補助対象者 災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)の適用(令和 6 年 1 月 1 日適用)を受けた市町内に所在する被災した国・県・市町指定文化財の所有者等。ただし、個人等民間の所有者等に限る。 2 補助対象事業 補助対象者が行う令和 6 年能登半島地震により被災した次に掲げる国・県・市町指定文化財(以下「補助対象文化財」という。)の修理。 (1) 有形文化財、民俗文化財、記念物 ※無形民俗文化財については文化庁が国庫補助事業で修理を認めたものに限る。 3 補助対象経費 補助対象文化財の修理に係る次に掲げる経費のうち、国・県・市町補助金、保険金がある場合は、その金額を除いた金額を補助対象経費とする。 (1) 国・県・市町の補助事業で補助対象と認められた修理費用（工事費の他、必要な調査・設計・監理・指導に係る経費を含む）。 4 補助率 補助対象経費の 3 分の 2 以内(千円未満切捨て)
申請等の方法	提出先：市町(文化財担当課等) 申請等の方法：申請書に必要な添付書類を添えて申請 (国・県指定は国・県に同じ事業内容の申請書の提出がある場合、添付書類は不要) (市町指定は市町に同じ事業内容の申請書の提出がある場合、その写しを添付)
事業年度	令和 6 年度～令和 14 年度

(注) 災害救助法適用市町:野々市市、川北町を除く県内 17 市町

文化財（２）別表

事業内容	1 補助対象者 災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)の適用(令和 6 年 1 月 1 日適用)を受けた市町内に所在する被災した選定文化財（重要伝統的建造物群保存地区、重要文化的景観に限る）の所有者等。ただし、個人等民間の所有者等に限る。 2 補助対象事業 補助対象者が行う令和 6 年能登半島地震により被災した次に掲げる選定文化財(以下「補助対象文化財」という。)の修理。 (1) 重要伝統的建造物群保存地区の特定物件等 (2) 重要文化的景観の重要な構成要素等 3 補助対象経費 補助対象文化財の修理に係る次に掲げる経費のうち、市町補助金、保険金がある場合は、その金額を除いた金額を補助対象経費とする。 (1) 市町の補助事業で補助対象と認められた修理費用（工事費の他、設計・監理に係る経費等）。 ※市町の補助に限度額がある場合、本事業の補助対象経費もその範囲内とする。 4 補助率 補助対象経費の 3 分の 2 以内(千円未満切捨て)
申請等の方法	提出先：市町(文化財担当課等) 申請等の方法：申請書に必要な添付書類を添えて申請 (国・県市に同じ事業内容の申請書の提出がある場合、添付書類は不要)
事業年度	令和 6 年度～令和 14 年度

(注) 災害救助法適用市町:野々市市、川北町を除く県内 17 市町

文化財（３）別表

事業内容	1 補助対象者 災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)の適用(令和 6 年 1 月 1 日適用)を受けた市町内に所在する被災した登録文化財の所有者等。ただし、個人等民間の所有者等に限る。 2 補助対象事業 補助対象者が行う令和 6 年能登半島地震により被災した次に掲げる登録文化財(以下「補助対象文化財」という。)の修理。 (1) 有形文化財、有形民俗文化財、記念物 3 補助対象経費 補助対象文化財の修理に係る次に掲げる経費のうち、国・県・市町補助金、保険金がある場合は、その金額を除いた金額を補助対象経費とする。 (1) 修理費用（工事費の他、設計・監理に係る経費等）。ただし、国庫補助を受ける設計・監理に係る経費については対象外とする。 4 補助率 補助対象経費の 3 分の 2 以内(千円未満切捨て)
申請等の方法	事前に市町(文化財担当課等)と相談し、市町が「修理の方針・方法が確認できる書類」を作成し、市町から県に提出 県で確認後、申請書に必要な添付書類を添えて市町に提出
事業年度	令和 6 年度～令和 14 年度

(注) 災害救助法適用市町:野々市市、川北町を除く県内 17 市町

文化財（４）別表

事業内容	1 補助対象者 災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)の適用(令和 6 年 1 月 1 日適用)を受けた市町内に所在する未指定の文化財の所有者等。ただし、個人等民間の所有者等に限る。 2 補助対象事業 補助対象者が行う令和 6 年能登半島地震により被災した次に掲げる未指定の文化財(以下「補助対象文化財」という。)の修理。 (1) 有形文化財、有形民俗文化財、記念物 (2) 無形民俗文化財 ※ただし、一定の文化財的価値が確認できるもので、市町が認めるものに限る。また、前記であっても寺社は除くものとする。 3 補助対象経費 補助対象文化財の修理に係る次に掲げる経費のうち、国・県・市町補助金、保険金がある場合は、その金額を除いた金額を補助対象経費とする。 (1) 有形文化財、有形民俗文化財、記念物の修理費用。ただし耐震対策は除く。 (2) 無形民俗文化財の用具の修理費用。ただし耐震対策は除く。 4 補助率 補助対象経費の 2 分の 1 以内(千円未満切捨て)
申請等の方法	事前に市町(文化財担当課等)と相談し、市町が「文化財的価値が確認できる書類」及び「修理の方針・方法が確認できる書類」を作成し、市町から県に提出 県で確認後、申請書に必要な添付書類を添えて市町に提出
事業年度	令和 6 年度～令和 14 年度

(注) 災害救助法適用市町:野々市市、川北町を除く県内 17 市町